

# 労働・助成金情報 特急便

第 129 号 (2023 年 10 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

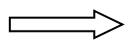
障害に関係なく、希望や能力に応じて、だれもが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念のもと、障害者の雇用対策が進められています。厚生労働省が公表した「令和 4 年障害者雇用状況の集計結果」では、民間企業（43.5 人以上規模、週所定労働時間 20 時間以上週 30 時間未満は 0.5 人で計算）に雇用されている障害者の数が 6 万 3 9 5 8 人で、昨年より 1 万 6 1 7 2 人増加し、19 年連続で過去最高となりました。雇用者のうち、知的障害者と精神障害者は前年より増加し、特に精神障害者は前年から 11.9%増加しました。

令和 6 年 4 月からは、障害者の法定雇用率引上げと障害者雇用のための事業主支援が強化されます。今回は、障害者の雇用と障害者を雇用する際に利用できる「障害者トライアル雇用」について紹介します。

## 【障害者の雇用】

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。

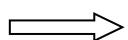
現在の民間企業の法定雇用率は「2.3%」です。従業員を 43.5 人以上雇用している事業主は、障害者を 1 人以上雇用しなければなりません。



この法定雇用率は、令和 6 年 4 月からは「2.5%」に引き上げられ、従業員を 40 人以上雇用している事業主が対象になります。さらに令和 8 年 7 月には「2.7%」に引き上げられる予定です。

## ■ 精神障害者の短時間労働者に関する特例措置

週所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上雇入れからの期間に関係なく、1 人を 1 カウントします。

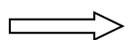


令和 6 年 4 月から、週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者について、雇用率上、1 人を 0.5 カウントできるようになります。これに伴い、週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の障害者を対象とした特例給付金が廃止されます。

## 【障害者雇用納付金】

法定雇用率が未達成の企業のうち、常用労働者 101 人以上の企業から、障害者雇用納付金（未達成 1 人あたり 5 万円）が徴収されます。この納付金を元に、法定雇用率を達成している企業に対して、調整金、報奨金を支給します。

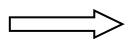
- ・ 調整金・・・常時雇用している労働者数が 101 人以上の事業主に支給（1 人当たり月額 2 万 9 千円）
- ・ 報奨金・・・常時雇用している労働者数が 100 人以下の事業主に支給（1 人当たり月額 2 万 1 千円）



令和 6 年 4 月から、調整金については 10 人を超える場合は、超過人数分の支給額が 1 人当たり 2 万 3 千円。報奨金については 35 人を超える場合は、超過人数分の支給額が 1 人当たり 1 万 6 千円になります。

## 【障害者雇用状況報告】

従業員 43.5 人以上の企業は、毎年 6 月 1 日現在の障害者の雇用に関する状況（障害者雇用状況報告）をハローワークに報告する義務があります。毎年報告時期に、従業員 43.5 人以上規模の事業所に報告用紙が送付されます。必要事項を記載の上、7 月 15 日までに提出します。



令和 6 年 4 月から、この報告義務は、従業員 40 名以上の企業が対象になります。

## 【障害者雇用の相談・支援機関】

- ハローワーク
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 障害者就業・生活支援センター

企業が障害者を雇用しようとする際や雇用している際に、雇用管理上の配慮などについての助言や、専門支援機関の紹介、助成金の紹介をしています。

## ～障害者トライアル雇用～

障害者トライアル雇用求人事前にハローワーク等に提出し、これらの紹介によって、原則 3 か月の有期雇用で週の所定労働時間 20 時間以上で雇入れ、一定の要件を満たした場合に助成金が支給されます。障害者を原則 3 か月間（精神障害者は最大 12 か月間）試用雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のミスマッチを防ぎ、障害者雇用への不安を解消することができます。

## 【障害者トライアル雇用の対象者】

- 身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者が、障害者トライアル雇用を希望した者
- 対象者は、次のいずれかの要件を満たした者であること（重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者を除く）
  - ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している
  - ② 紹介日の前日から過去 2 年以内に、2 回以上離職や転職を繰り返している
  - ③ 紹介日の前日時点で、離職している期間が 6 か月を超えている

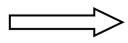
## 【助成金の支給額】

- 対象者 1 人当たり、月額最大 4 万円（最長 3 か月間）
- 精神障害者を雇用する場合は、月額最大 8 万円（最大 8 万円×3 か月 その後 4 万円×3 か月）

## ～短時間であれば働ける障害者の雇用～

週 10～20 時間の勤務から開始し、試用雇用期間中に週 20 時間以上を目指す「障害者短時間トライアル雇用」があります。

- 助成金支給額は、1 人当たり、月額最大 4 万円（最長 12 か月間）
- 障害者短時間トライアル雇用求人提出が必要です。



令和 6 年 4 月から、障害者雇用のための事業主支援と助成金の新設・拡充がされます。詳細はまだ未定ですが、障害者雇用以外に加齢により職場への適応が難しくなった方が対象の助成もあるようです。